

参 考 資 料

(令和5年度補正予算)

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（孤独・孤立対策担当室）

5年度補正予算額 4.1億円

事業概要・目的

- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①全国統一相談窓口から地域の支援につながる持続可能な仕組みの開発、②地域の一般市民サポーター（つながりサポーター）を通じて当該地域の支援につながる取組の普及に取り組めます。
- 5月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた国民への周知活動においてこれらの活動を紹介し、利用者・実施協力者の拡大を図るとともに、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

事業イメージ・具体例

- 国の統一的な相談窓口を設け、全国からの相談に対応し支援につながります。SNS相談との併用、国の窓口⇒県の総合相談窓口⇒市の支援機関への連携の試行、などにより、持続可能な仕組開発につながります。
- 人の困難に気づいて支援機関につなぐ、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」を普及させます。
- 強化月間での取組を通じて改善を図り、孤独孤立問題・つながることの大切さの国民意識を向上させます。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものである。

保護司とは

【R6予算(案)額 4,711,045千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

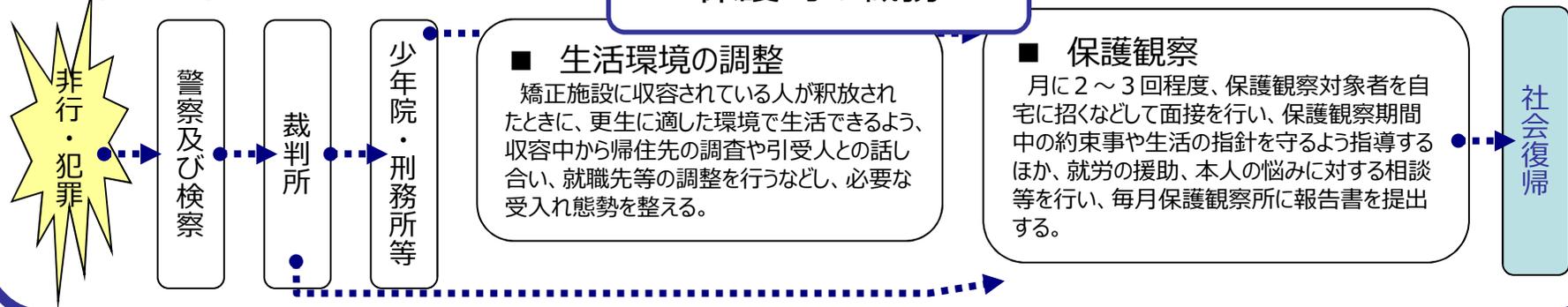
3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

■ 保護観察等の実施



保護司の職務

■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が解放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

こどもの人権SOSミニレター

◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
(令和4年度における受領通数・・・約8,100通)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩み
ごとの相談に応じ、解決に導く

女性の人権ホットライン

◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う専用相談電話を設置
(令和4年における相談件数・・・約1万2,700件)



外国語による人権相談

◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳サービス等を利用した体制を整備
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 ※窓口においては、約80の言語に対応。



法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」(H12法147)及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(H14.3.15閣議決定、H23.4.1一部変更)に基づき、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間(毎年12月4日～10日)には、全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- 法務局・地方法務局及び人権擁護委員を中心に、国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により、スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し、地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

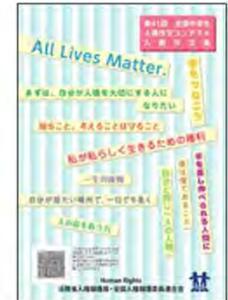
人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより、思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施(令和4年度は、約83万人を対象に実施)
- 人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、インターネット上の人権侵害への対応として、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- 第41回目を迎えた令和4年度は、約77万人が参加
- 入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施(令和4年度は約42万人が参加)



人権啓発冊子・動画

- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し、配布・配信

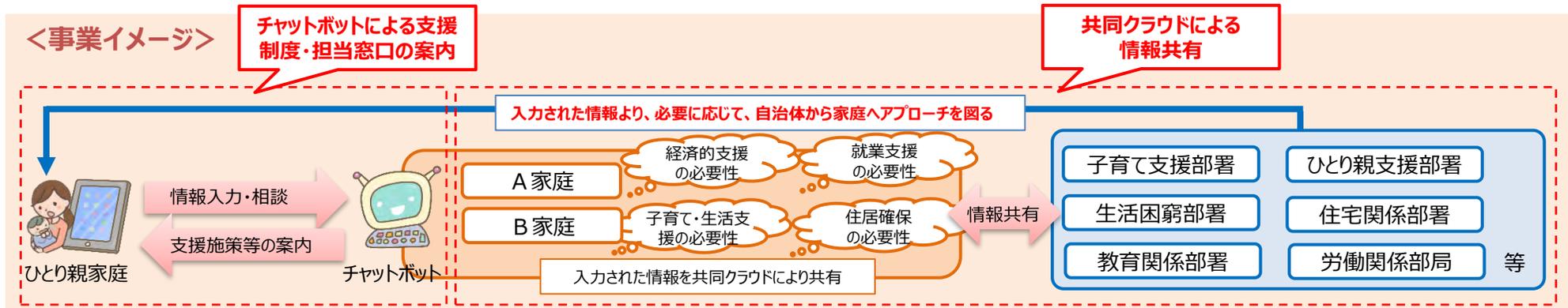


1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり：30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等の推進

令和6年度予算額(案)
(前年度予算額)

88億円
85億円)



文部科学省

背景・課題

○ 不登校児童生徒数が小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要である。

目標

令和5年度補正予算額

51億円

○ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月）等に基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校・いじめ対策等を推進する。

文部科学省 <令和6年度予算額(案)の概要> 主に教育委員会を通じた対応

専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
8,680百万円(8,461百万円) [令和5年度補正予算額 3,728百万円]

① 不登校児童生徒の学びの場の確保の推進

・ **学びの多様化**学校の設置準備に加え、新たに**設置後の運営支援**
(設置準備：20校、設置後：7校)

・ 教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化等

② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

・ SCの配置 (全公立小中学校 27,500校、週4時間)

SSWの配置 (全中学校区 10,000校、週3時間)

・ **重点配置校数の拡充** (SC : 7,200→10,000校、週8時間)
(SSW : 9,000→10,000校、週6時間)

・ オンラインを活用した広域的な支援体制整備 (全都道府県・政令指定都市)

③ SNS等を活用した教育相談体制の整備推進

④ 不登校児童生徒等の学び継続事業 [令和5年度補正予算額 3,728百万円]

・ **校内教育支援センター (SSR) の設置促進** (6,000校)

・ 在籍校とつないだり、自宅にいる児童生徒・保護者へ学習・相談支援を行うための**教育支援センターのICT環境の整備** (600ヶ所)

・ より課題を抱える学校における組織的な支援のための**SC・SSWの配置充実** (3,900校)



- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議
- いじめ重大事態の情報共有
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部

こども家庭庁 主に首長部局を通じた対応

- ・ 学校外からのいじめ解消アプローチ
- ・ いじめ調査アドバイザー
- ・ こどもの多様な居場所づくり 等



いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究【委託】

47百万円(50百万円) [令和5年度補正予算額 1,404百万円]

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

・ **自殺予防教育の指導モデル開発**

・ 心理・福祉に関する**教職員向けの研修プログラム**の開発

・ 経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究 等

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

③ 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

【令和5年度補正予算額 1,404百万円】

- ・ **1人1台端末等**を活用した「**心の健康観察**」の全国の学校での導入推進
- ・ 保護者への相談支援やアウトリーチ等の**地域の総合的拠点機能形成**
- ・ 不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備 (廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合の支援メニューの創設 (令和9年度まで) 等)、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置 (義務教育費国庫負担金) (学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等)
- ▶ 学習指導員等の配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 (私立) 私立高等学校等経常費助成費補助金 (特別補助)
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実 (学校保健推進体制支援事業)
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実
- ▶ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究
- ▶ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

行政相談

令和6年度当初予算額: 7.7 億円
令和5年度補正予算額: 0.1 億円

【概要】

- 国の行政に関する照会、苦情、意見・要望など、どこに相談したらよいか分からないものを含め、幅広い分野の相談を様々な窓口で受け付け、相談内容の解決、行政の制度・運営の改善を図る。
- 相談は無料で、秘密は厳守。
- 令和4年度は、約13万件の相談を受付。



関連施策との連携等

行政相談は、困っている方々の相談に寄り添い、社会のセーフティネットとしての機能を有している。

近年は、孤独・孤立対策、外国人対応、ギャンブル等依存症対策、自殺対策等の政策においても、関係機関との連携を図りつつ、個々の相談に対応する役割を担っている。

孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策の重点計画」などを踏まえ、孤独・孤立問題を抱えた方に対してSNSを活用した広報を実施する。

施策名：地域における自殺防止対策の強化

① 施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

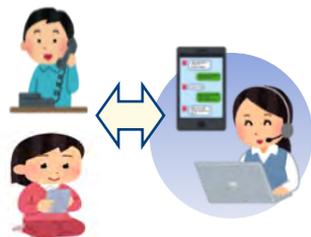
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等

- ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施



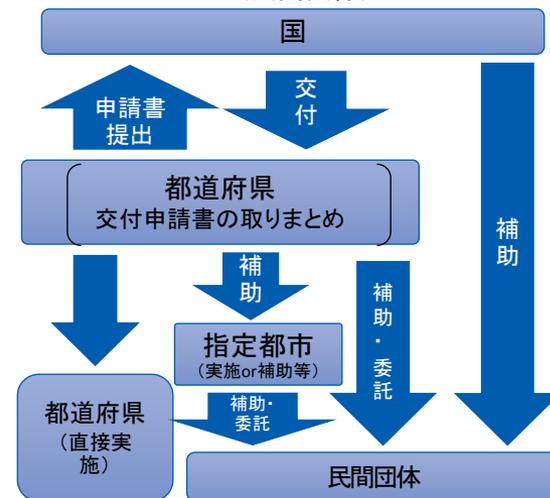
2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
- ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種のプロフェッショナルで構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率：国：1/2、10/10（都道府県・指定都市）
：10/10（民間団体）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

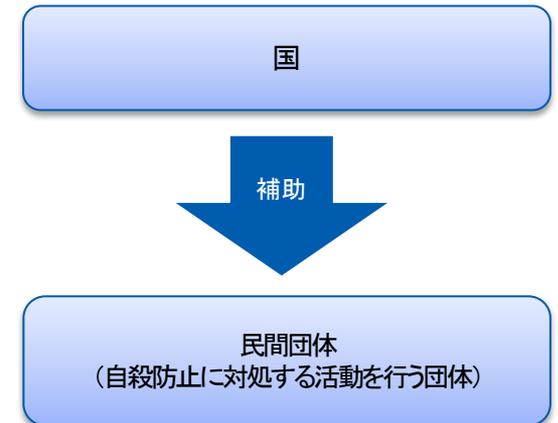
自殺防止対策事業(民間団体)

- ・民間団体が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施



3 実施主体

- 実施主体: 民間団体
- 補助率: 国 : 10/10



DV被害者等セーフティネット強化支援事業（DV相談プラス事業）

令和5年度補正予算額

3.5億円

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充等を行う改正配偶者暴力防止法の施行を予定
 - ・SNS相談の件数は年々増加傾向など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が想定される状況にあります。DV被害者が速やかに相談し、途切れのない支援を受けられる「DV相談プラス」の実施により、相談対応体制の充実を図ります。

事業イメージ・具体例

- DV相談プラス
 - ①24時間対応の電話相談 ②SNS・メール相談
 - ③外国語でのSNS相談 ④WEB面談
 - ⑤同行支援 ⑥相談員の研修
 - ⑦シニアアドバイザーの配置による地方公共団体等に対するヘルプデスクの運用 等



24時間電話相談

つながり 早く

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度概算決定額 493百万円】
(令和5年度当初予算額 481百万円 補正予算額 108百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

- ◆ 交付先： 都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費： 都道府県等が負担した以下①～③に関する経費
 - ①相談センターの運営費等
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、子ども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
 - ②被害者の医療費等
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
 - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率： 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他： 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム

内閣府

交付金

都道府県等

※この事業の地方負担に対しては、普通交付税措置が講じられている。

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業
(相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業
(被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援事業

性犯罪・性暴力被害者
のための
ワンストップ支援センター

性暴力被害者等相談体制整備事業

令和5年度補正予算額

3. 0億円

事業概要・目的

○性犯罪・性暴力の被害者に対する相談対応体制について、相談件数が増加している中、被害者が相談しやすくするため、夜間・休日のコールセンターを運営する。また、SNSを活用した相談対応を行い、多様な相談ニーズに対応する。

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施



夜間休日はコールセンターに転送することで、
全国24時間365日、相談の受付が可能に

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

This is a screenshot of the 'Cure Time' SNS consultation interface. The main text asks '性暴力の悩み、チャットで相談してみませんか?' (Do you have any concerns about sexual violence, would you like to consult via chat?). Below this, there are two buttons: '年齢・性別は問いません' (No questions about age or gender) and '匿名でOK' (Anonymous is OK). A QR code is provided for access. A message states 'あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です' (Any sexual act you do not want is sexual violence), with a sub-note: '叩いたり、蹴ったり、あなたの身体を傷つけられることだけが暴力ではありません' (It is not just being hit or kicked, or your body being hurt that is violence). The interface includes the 'Cure time+' logo, the text '性暴力に関するSNS相談' (SNS consultation regarding sexual violence), and the '内閣府' (Cabinet Office) logo. A smartphone icon shows a chat window.

This is another screenshot of the 'Cure Time' SNS consultation interface. It shows a message: '同意のない性的な行為は全て性暴力です。' (Sexual acts without consent are all sexual violence). Below the message is the 'Cure time+' logo and the text '匿名で相談できるSNS相談室' (SNS consultation room where you can consult anonymously). A QR code is also present.

キュアタイム

検索

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和6年度予算額(案) 84億円
(前年度予算額 82億円)



令和5年度補正予算額 7億円

- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和6年度予算額(案) 6,085百万円(前年度予算額 5,889百万円)
事業開始年度: H7~(委託)、H13~(補助)

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 実施主体: 都道府県・政令指定都市 補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置: 27,500 校 <週4時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校 : 10,000 校 (← 7,200 校) <週8時間> > いじめ・不登校対策 : 5,700 校 (← 2,900校) > 虐待対策 : 2,000 校 > 貧困対策 : 2,300 校 <p>※夜間中学への配置を含む</p>
課題に応じた配置の充実	
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 67 人 <週4時間> 教育支援センター : 250 箇所 <週4時間> オンラインによる広域的な支援 : 67 箇所 <週40時間> 自殺予防教育の実施を含む
SC配置以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOS電話ダイヤル」の相談員の配置

<配置の工夫について> 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能(特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校(1,000校)や学びの多様化学校を想定)。

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和6年度予算額(案) 2,355百万円(前年度予算額 2,313百万円)
事業開始年度: H20~(委託)、H21~(補助)

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合: 国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 実施主体: 都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費: 報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校区に対する配置 : 10,000 校 <週3時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点配置校 : 10,000 校 (← 9,000 校) <週6時間> > いじめ・不登校対策 : 4,000 校 (← 3,000校) > 虐待対策 : 2,500 校 > 貧困対策 : 3,500 校 <p>※夜間中学・ヤングケアラー支援への配置を含む</p>
課題に応じた配置の充実	
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 67 人 <週3時間> 教育支援センター : 250 箇所 <週3時間> オンラインによる広域的な支援 : 67 箇所 <週40時間>

不登校児童生徒等の学び継続事業

・SC・SSWの配置充実【令和5年度補正予算額: 686百万円】
不登校・いじめの解消に向けた緊急的な支援を促進するため、SC・SSWの配置を支援 : **3,900**校

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

地域の実情や課題に応じた少子化対策（地域少子化対策重点推進交付金）

長官官房 参事官（総合政策担当）

10.0億円（10億円）R5補正90億円 ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- ① 地域少子化対策重点推進事業
結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。
 - (1) 地域結婚支援重点推進事業
 - ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等
 - (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業
 - ・一般メニュー（補助率：1/2）
男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等
 - ② 結婚新生活支援事業
結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。
 - ・一般コース（補助率：1/2）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円

【参考】令和5年度補正予算（概要） 90億円

- ① 地域少子化対策重点推進事業
 - (1) 地域結婚支援重点推進事業
 - ・一般メニュー（補助率：2/3）
 - ・重点メニュー（補助率：3/4） 自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等
 - (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）
 - (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業
 - ・一般メニュー（補助率：1/2）
 - ・重点メニュー（補助率：2/3） 自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもの触れ合い体験 等
 - ② 結婚新生活支援事業
 - ・一般コース（補助率：1/2）
 - ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

3 実施主体等

- ① 地域少子化対策重点推進事業
都道府県、市区町村等
- ② 結婚新生活支援事業
都道府県、市区町村等

地域における孤独・孤立対策モデル調査（孤独・孤立対策担当室）

5年度補正予算額 3.3億円

（NPO支援分）1.6億円

事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような活動の拡大を図るためには、地方公共団体（市区町村）が構築する関係者の連携・協働体制の下、NPO等が主体となった取組が必要ですが、「孤独・孤立対策推進のための官民連携の枠組み」や「日常生活における対応」の具体的なイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、官民連携プラットフォームのモデルとともに、日常の様々な分野における「緩やかなつながりづくり」に係る取組モデルを構築し、その成果の全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- 1 地方版官民連携プラットフォーム事業
地方公共団体（市区町村）を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。
- 2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業
NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

資金の流れ



- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の連携モデルや取組モデルの蓄積が進み、多様な担い手が育成され、地域における孤独・孤立対策が加速化されます。

1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

<広報啓発の取組例>

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

<想定されるテーマ例>

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子もいない子も遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

3 実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	5,458千円
1 特別区・中核市あたり	3,434千円
1 市町村あたり	1,948千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

1 指定都市あたり	4,133千円
1 特別区・中核市あたり	3,885千円
1 市町村あたり	2,130千円

(3) こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり	15,200千円（3名以上配置の場合）
	10,259千円（2名配置の場合）
	5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

(4) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

1. 事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容（対象者、実施主体を含む）

○**地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（子ども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、子ども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○**要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験の提供



子ども用品の提供



発見

連携

市区町村



子ども家庭センター



支援が必要な子ども



学校・教育委員会



要保護児童対策地域協議会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2/3、都道府県・市区町村：1/3

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 163億円の内数 (162億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
令和5年度第一次補正予算 3.7億円

1 事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

2 事業の概要・スキーム

令和6年度当初予算案における実施内容

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせ合わせて実施。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 軽食の提供
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

令和5年度第一次補正予算による拡充内容

- ① 大学等受験料
大学・短大・専門学校等の受験料
 - ② 模擬試験受験料
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試試験の受験料
 - ③ 長期休暇の学習支援の費用加算
長期休暇における、学習支援の回数増加に伴い必要な費用
- ※①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
ア. 児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
イ. 自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
【実施自治体数】186か所 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
【補助単価】

令和6年度当初予算案

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費(集合型)	1事業所当たり	4,898千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費(アウトリーチ型)	1回の訪問が1日の場合	10,420千円(半日以内の場合 6,700円)
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料(実施前月分) 600千円
(5) 軽食費	1事業所当たり	832千円(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

令和5年度第一次補正予算

- ① 大学等受験料
高校3年生等：53,000円上限
- ② 模擬試験受験料
高校3年生等：8,000円上限
中学3年生：6,000円上限
- ③ 長期休暇の学習支援の費用加算
週1日：424千円加算
週2日：848千円加算
週3日以上：1,272千円加算

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

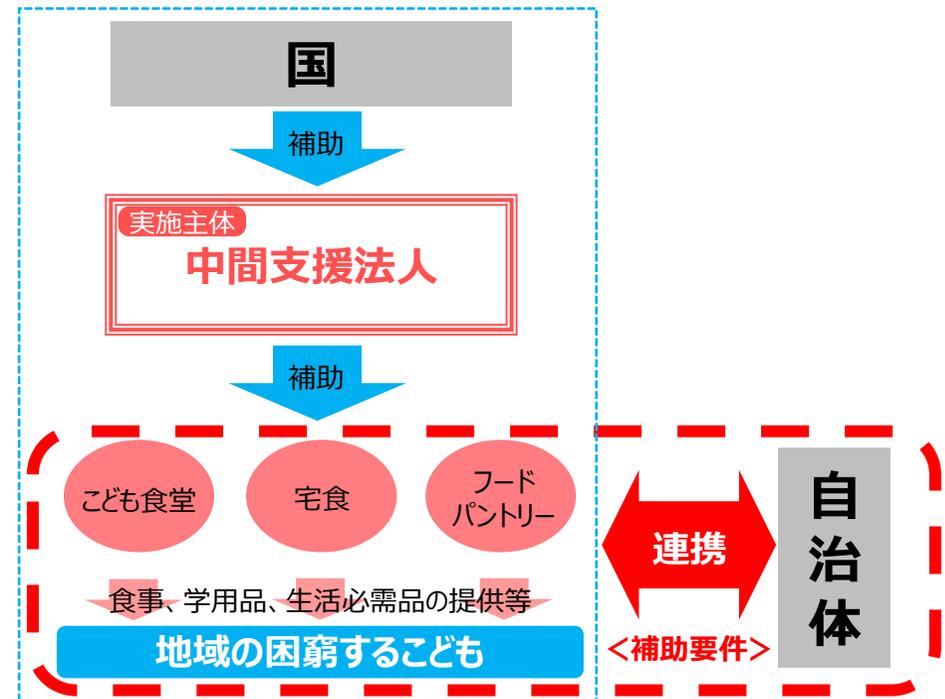
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親家庭等の子どもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：350,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

食品ロス削減緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 350百万円】

<対策のポイント>

食品原材料価格の高騰等の厳しい社会経済環境の中、食品の安定供給を図る観点から、食品ロスの削減が重要となっています。未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる**大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援**します。

<事業目標>

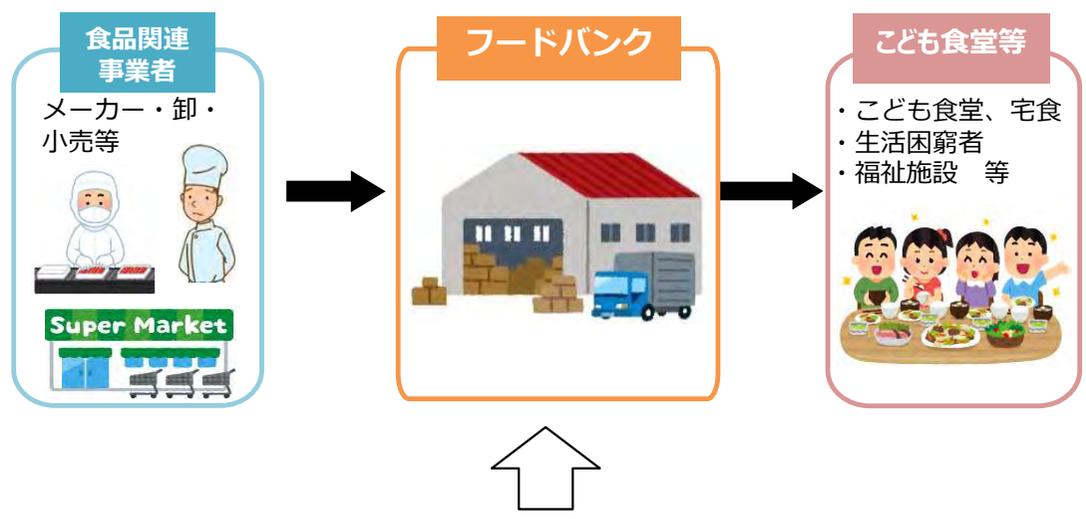
2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t [2030年度まで]）

<事業の内容>

1. 食品ロス削減緊急対策事業

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、**輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



大規模かつ先進的な取組の支援

- ・ 未利用食品の輸配送費
- ・ 一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、運搬用車両、入出庫管理機器等の賃借料
- ・ 広域連携に向けた関係者との検討会・情報交換会の開催 等

[お問い合わせ先]
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

食品アクセス緊急対策事業

【令和5年度補正予算額 150百万円】

<対策のポイント>

国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援します。あわせて、先進的な事例を収集・活用等することで、当該取組の全国展開を図ります。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の創出

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保推進

食品アクセスに関する諸課題の解決に向けて行う以下のモデル的な取組を支援します。

- ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ②関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④課題解決（食品アクセス困難者への食料提供の充実等）に向けた計画の策定・実行

2. 食品アクセス確保の取組の全国展開

相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保

取組の全国的な普及

[お問い合わせ先]
消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和6年度予算額（案） 2,738,192千円
（前年度予算額 2,470,899千円）



スポーツ庁

令和5年度補正予算額 1,431,951千円

方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む。ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 10億円（10億円） 14億円 [令和5年度補正予算額]

委託・拡充

各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例



- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
- 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
- 関係団体・分野との連携強化**
 - スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
 - スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - まちづくり・地域公共交通
- 面的・広域的な取組**
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を越えた取組
- 内容の充実**
 - 複数種目、シーズン制
 - 体験型キャンプ
 - レクリエーション的活動
- 参加費用負担支援等**
 - 困窮世帯の支援
 - 費用負担の在り方
- 学校施設の活用等**
 - 効果的な活用や管理方法

※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証。
※ 平日・休日の一貫指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・体験格差の解消を図る意欲的な取組を充実。

★ 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を推進する。

<主な政策課題>

- 多様なスポーツ体験の機会の提供
- 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- スクールバスの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり
- 企業版ふるさと納税等を含む民間資金の活用
- 体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用
- 学校体育施設の拠点化や社会体育施設との一体化などによる地域スポーツの活動拠点づくり
- 動画コンテンツ等の活用
- 多様なニーズに対応した大会の開催 等

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 15億円（12億円）

補助・拡充

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒の二一歩を踏まえた充実した活動とする。（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※1

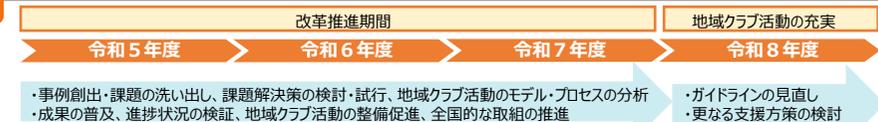
部活動指導員の配置を充実【13,000人】

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円（3億円）

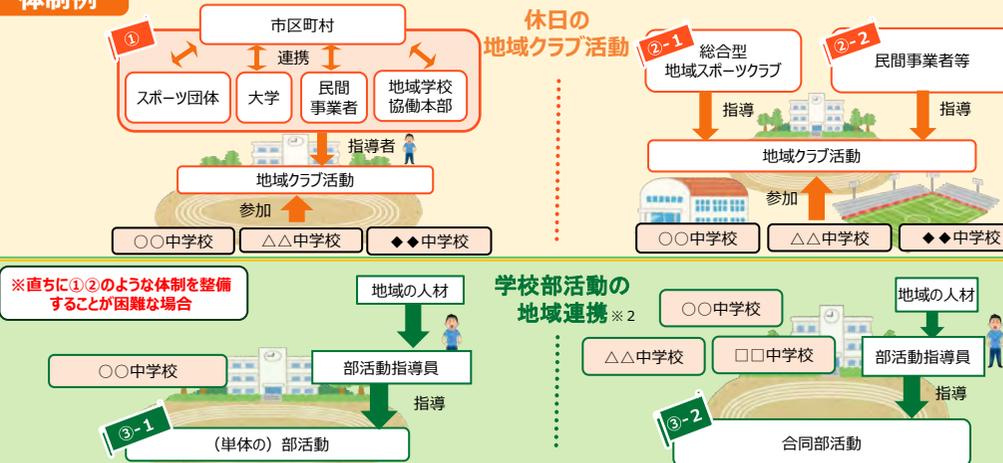
補助・委託

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築等のため、以下の取組を実施。
・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫設置、スマートロック設置に伴う扉の改修等）
・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施等。
・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築。
・デジタル動画を活用した部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築（ポータル新設）

方向性



体制例



※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
※2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）等の仕組みも活用。

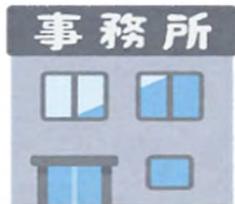
※ 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。体制例は、あくまでも一例である。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課）

更生保護就労支援事業

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和5年度現在 **全国27庁**で実施（札幌、釧路、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

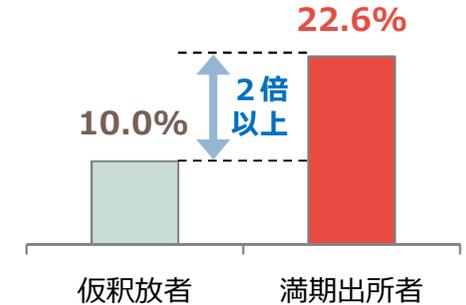
訪問支援事業について

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**

＜R2年出所者2年以内再入率＞



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

概要

実施施設

全国 11 施設を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置
[函館、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、京都、大阪、岡山、広島、福岡、熊本]

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

更生保護施設

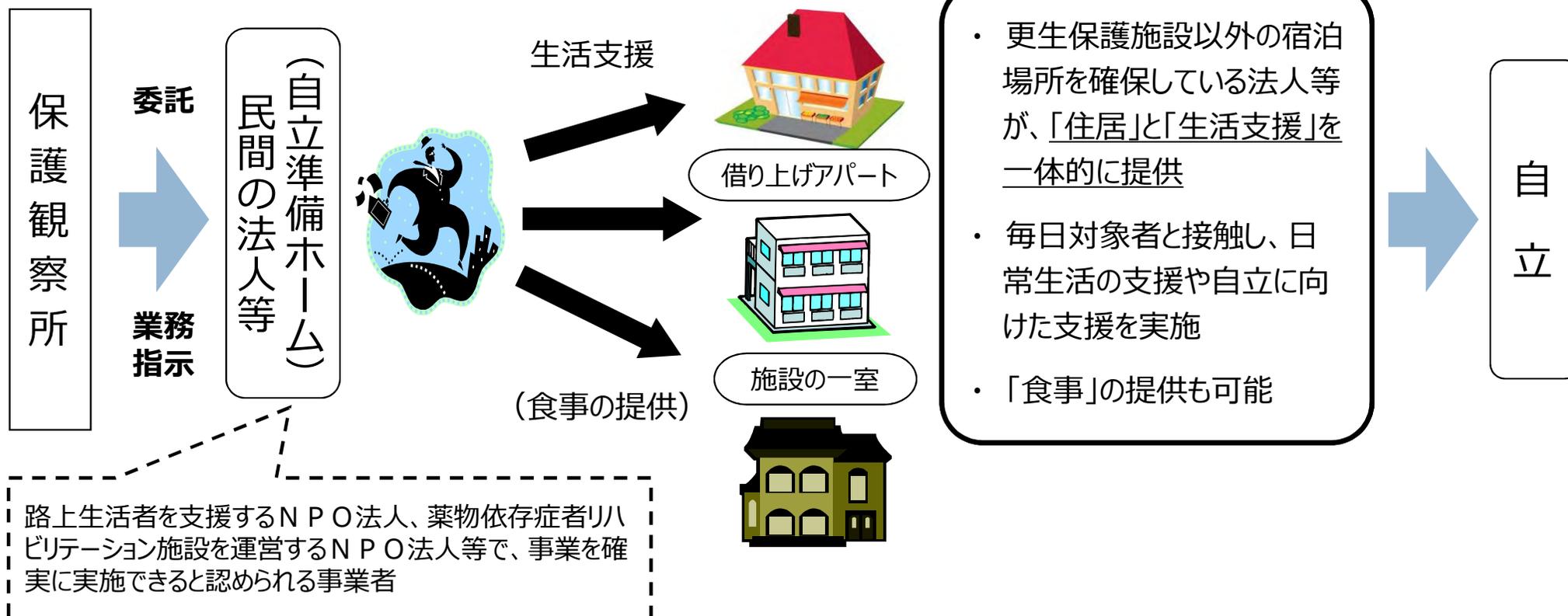
【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

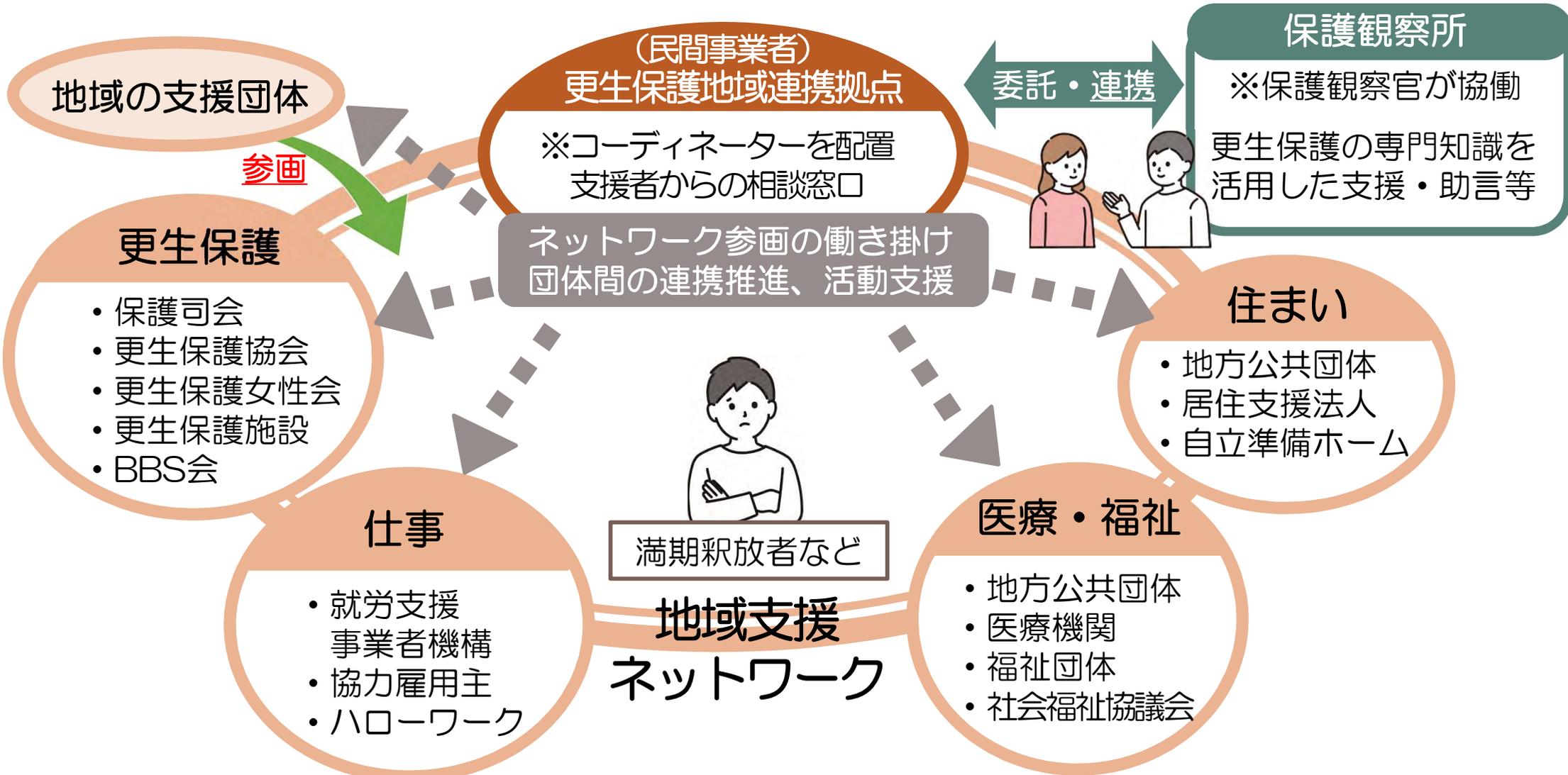
緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域連携拠点事業の実施イメージ

【R6予算(案)額 6,299,915千円の内数】

- 関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
- 令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

効果的な保護観察処遇

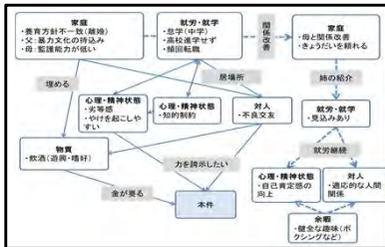
保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化【R6予算(案)額 154,957千円の内数】
 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施【R6予算(案)額 6,454,872千円の内数】

CFPによるアセスメント(R3.1～)

保護観察用アセスメントツール・CFP (Case Formulation in Probation/Parole) の開発・運用

- [特徴]
- 再犯リスクを科学的に評価
 - 再犯に結び付く要因や改善更生に資する事項を網羅的に検討
 - 犯罪に至るプロセスを分析

CFPによる分析の例



再犯リスクに応じた密度で
 個々の問題や特性に焦点を
 当てた処遇を実施

類型別による処遇(R3.1～)

共通する問題性等に焦点を当てた
 ガイドラインによる処遇

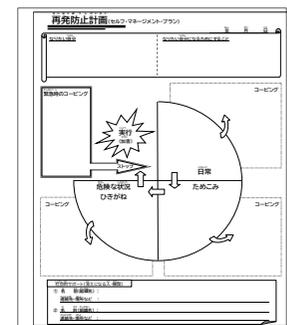


犯罪的傾向の改善等を図る処遇

- 性犯罪再犯防止プログラム
- 薬物再乱用防止プログラム
- 暴力防止プログラム
- 飲酒運転防止プログラム
- しよく罪指導プログラム
- 社会貢献活動



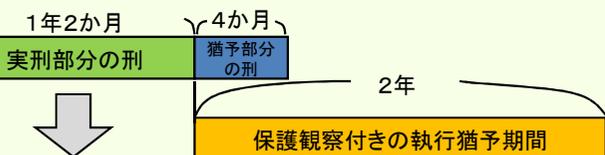
再発防止計画の例



対象者の特性に応じた取組例

薬物事犯者

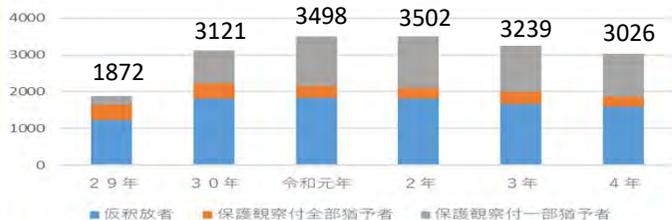
刑の一部執行猶予制度の活用(H28.6～)



刑事施設 → 保護観察所

対象: 初入者、薬物使用等の罪を犯した者(初入者を除く)

(人) 薬物再乱用防止プログラム開始人員数

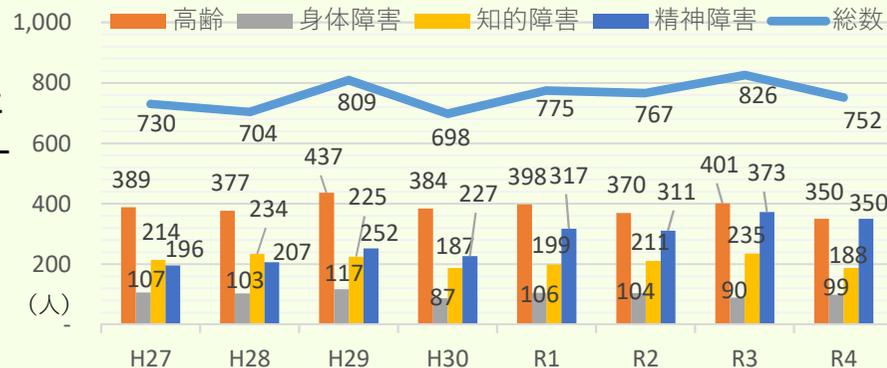


高齢・障害を有する者

特別調整

高齢又は障害を有する受刑者等に対して、地域生活定着支援センターと連携して、出所後の帰住地確保、必要な福祉サービス等の調整

特別調整終結人員の推移 (H26年度～R4年度)



性犯罪者

性犯罪再犯防止プログラムの改訂(R4.4～)

保護観察所において実施する性犯罪再犯防止プログラムについて、刑事施設におけるプログラムとの連携を一層深めるとともに、再発防止計画作成後の指導効果の維持等を図るため必要に応じメンテナンスプログラムを実施すること等を内容とする改訂を実施

保護司とは

【R6予算(案)額 4,711,045千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国886の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

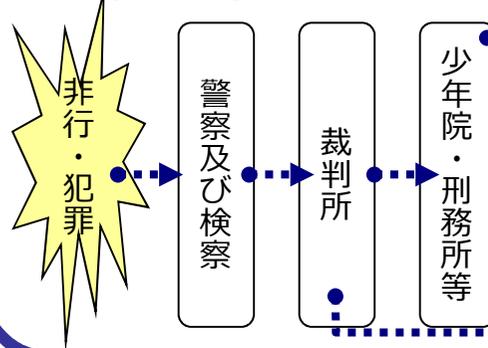
3 任期

- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

■ 保護観察等の実施



保護司の職務

■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

1 事業の目的

- 地方公共団体における、子どもや家庭に関する教育や福祉等のデータを分野を越えて連携させることを通じて、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（子どもデータ連携）を推進する。

2 事業の概要

1. 地方公共団体における実証事業

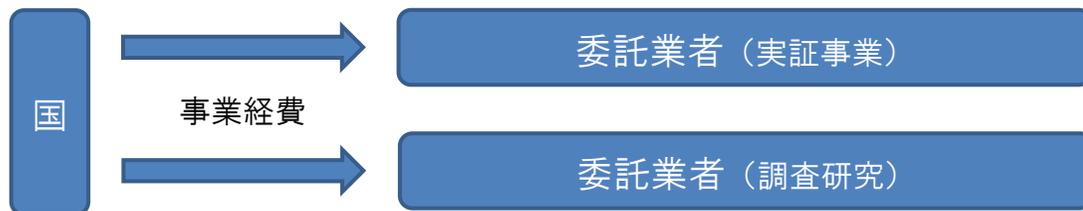
地方公共団体において、今後のガイドライン作成に活用できるよう、子どもデータ連携の実証事業を実施することを通じて、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。

2. 調査研究事業

実証事業で得られた成果等を基に全国の地方公共団体の取組に資する知見を整理しガイドラインへの反映を図るとともに、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等の課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。

※本実証事業を活用し、出来る限り早期に地方公共団体が参照できるガイドラインを作成する。その上で令和7年度を目途に、そうした成果を活用した地方公共団体による本格的な子どもデータ連携の取組を支援していくことを想定。

3 資金の流れ



地域若者サポートステーション事業

令和6年度概算要求額 47億円 (48億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和5年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、個別の支援計画を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラムを実施。
- オンラインによる個別相談等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた職場体験プログラムを実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- 合宿形式を含めた集中訓練プログラムを実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談を実施。
- 地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）。



就職等者数



12,613人
(令和4年度)

就職等率

(就職等者数/求職者数)



73.2%
(令和4年度)

総利用件数



498,797件
(令和4年度)

新規登録者数



17,233人
(令和4年度)



サポステ
地域若者サポートステーション

デジタル活用支援推進事業

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施（国費10/10補助、上限あり）
（講習会の例：マイナポータルの活用方法、e-Taxの利用方法、オンライン診療の利用方法、スマートフォンの基本操作、インターネットの利用方法など）
- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、携帯ショップがない市町村(759市町村※)での実施も引き続き推進。 ※令和5年4月1日集計

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は携帯キャリアを想定

地域に根差した支援

令和3年度～ 地域連携型



- 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施
- 主体は地元ICT企業、社会福祉協議会等

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は携帯キャリア等

令和5年度補正予算：21.0億円
（令和4年度2次補正 40.0億円）

【〇住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化】
 施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和5年度補正予算 26億円

社会・援護局地域福祉課
 生活困窮者自立支援室
 (内線2879)

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

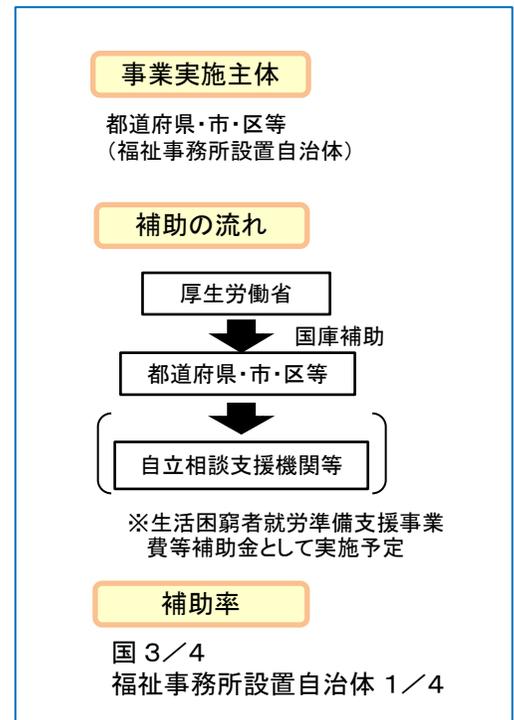
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

- NPO法人等と連携した緊急対応の強化
 - 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))
- 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
 - 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和5年度補正予算額 15億円

事業概要・目的・必要性

- オンラインによる消費活動や金融取引が拡大し、巧妙な悪質商法による被害が増加する中、地方の消費生活センター等で受け付ける相談も複雑化・多様化しています。どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性に留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要です。
- 地方消費者行政においては、人口減少・高齢化を見据え、相談対応の質や消費者の利便性の向上、相談業務の高度化・充実や効率化などを、消費生活相談のデジタル化や自治体連携の推進を通じて実現することが喫緊の課題です。悪質商法に的確に対応するため、認知症対策を含めて消費生活相談や見守りの体制を強化することも重要です。食料品をはじめとした物価高騰に直面した国民生活への支援も必要です。
- 本事業では、地方消費者行政強化交付金において、消費生活相談のデジタル化や広域化の取組（国と地方の役割を踏まえた相談体制の再構築）、認知症対策や悪質商法対策に資する取組（消費生活相談や見守りの機能強化、消費者トラブルの早期発見・未然防止）、生活必需品の価格高騰への対応等に取組む地方公共団体を支援します。

事業イメージ・具体例

地方消費者行政強化事業

- 1. 消費生活相談のサービス向上への体制再構築**

消費者庁及び独立行政法人国民生活センターでは、消費生活相談の相談対応の質や消費者の利便性の向上、地方公共団体の相談現場における多様な働き方の推進、負担軽減、業務の効率化を目的に、新業務・新システムへの移行を目指している。新たな体系への円滑な移行のために消費生活相談のデジタル化や広域化に取り組む地方公共団体を支援する。

 - 消費生活相談の情報化対応や自治体連携の推進（消費生活相談DXに必要な経費、広域連携の立上げに必要な経費等）
- 2. 国民の安全・安心の確保**

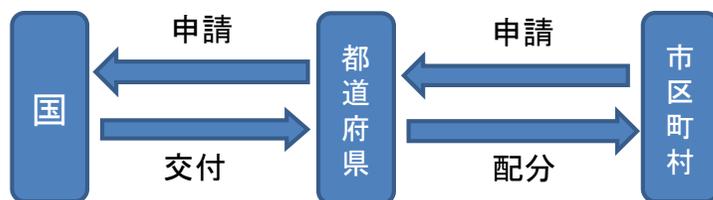
認知症対策（見守り機能）や悪質商法対策（消費生活相談、消費者教育など）を強化することにより、消費者トラブルの早期発見・未然防止を図り、消費者の安全・安心を確保することで、社会経済活動を下支えする。

 - 配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用（配慮を要する消費者への対応力や見守りの機能の強化に必要な経費等）
 - 靈感商法を含めた悪質商法対策事業（消費生活相談の機能強化、靈感商法などの悪質事業者への対応の強化に必要な経費等）
- 3. 食料品等の物価高騰対策**

食料品等の物価上昇が家計を圧迫し、国民生活に影響を与えていることを踏まえ、食品の有効活用などをはじめとした食品ロス削減対策に取り組む地方公共団体を支援する。

 - SDGsへの取組（食品ロス削減等）（食料品等の有効活用及び食品ロス削減対策に必要な経費等）

資金の流れ



期待される効果

消費生活相談のデジタル化・体制再構築の推進により、相談・見守り業務の機能が確保・強化され、地方消費者行政のサービスの質の向上につながります。認知症対策や悪質商法対策により、消費者トラブルの早期発見・未然防止、消費者の安全・安心の確保、包摂社会の実現につながります。食料品等の価格高騰への対応により、消費者を取り巻く環境の安定化、社会経済活動の回復につながります。

児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム

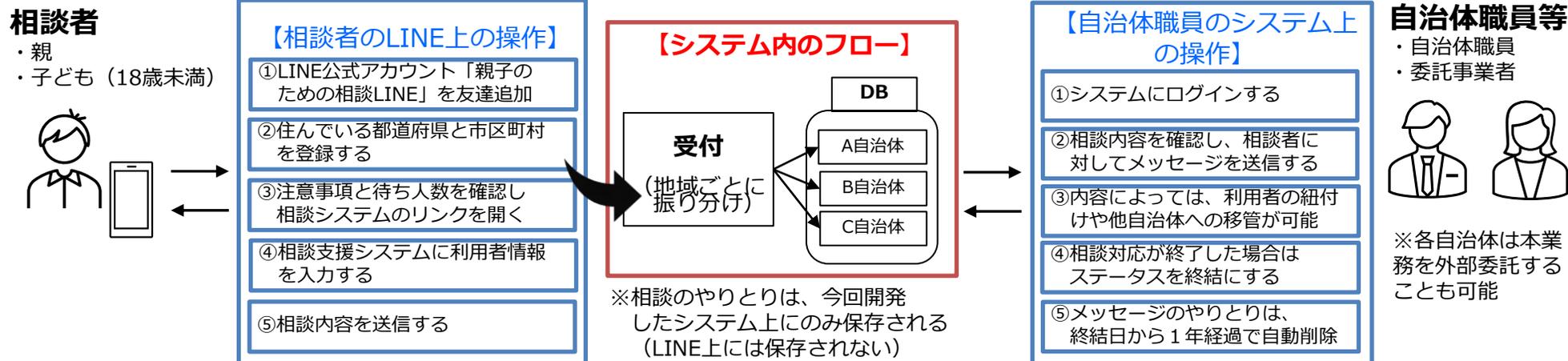
支援局 虐待防止対策課

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費 目：情報処理業務庁費
令和5年度補正予算：2.4億円（デジタル庁一括計上予算）

1 事業の目的

- 児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和5年2月より順次、運用を開始）

2 事業の概要・スキーム



(※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

<拡充内容>

○本システム運用開始後の傾向として、児童相談所が対応できない**夜間・休日等の相談が多くなっている**。特に虐待ケース等でこどもからの緊急を要する相談が寄せられることも想定されており、**相談したときにすぐに繋がることができ、切れ目ない相談支援を実施**する必要があることから、受付時間外でも対応可能な**チャットボットを活用した簡易的な返信機能を追加**する。

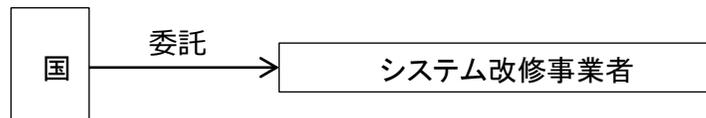
○その他の改修として、以下の改修を実施予定。

- ・自治体独自で活用しているSNS相談システムの分析等を行い、**不足している機能等について本システムに実装**
- ・自治体職員等の業務効率化のため、**相談回答の定型文利用や相談種別選択機能を実装する**。（ユーザビリティの向上）
- ・本システムに係るこども家庭庁や運用保守業者からの連絡事項について、**お知らせ表示が可能な画面を実装する**。（現在はメール等のシステム外で対応）

3 実施主体等

【実施主体】民間事業者
【補助率】国：10/10

【資金の流れ】



孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム

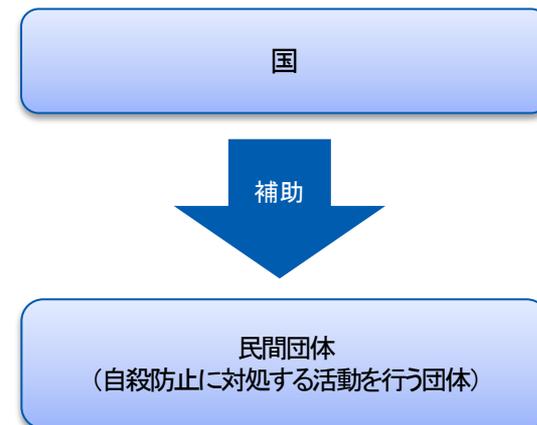
自殺防止対策事業(民間団体)

- ・民間団体が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施



3 実施主体

- 実施主体: 民間団体
- 補助率: 国 : 10/10



① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人等)

(2) 助成対象事業

生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4) 助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

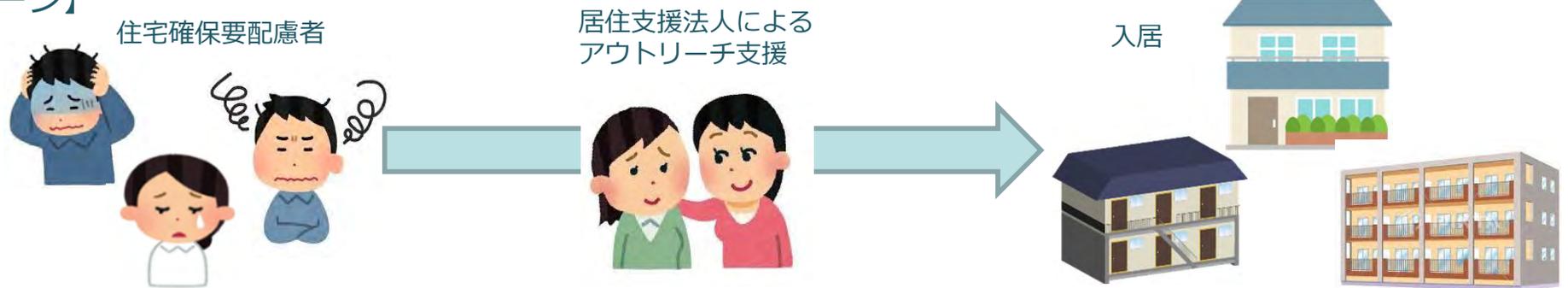
居住支援法人等に対する活動支援

令和6年度当初予算案
: 居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
: 社会資本整備総合交付金 5,064.53億円の内数
: 防災・安全交付金 8,706.52億円の内数
: スマートウェルネス住宅等推進事業 167.40億円の内数
令和5年度補正予算
: 居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人への支援① : 居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



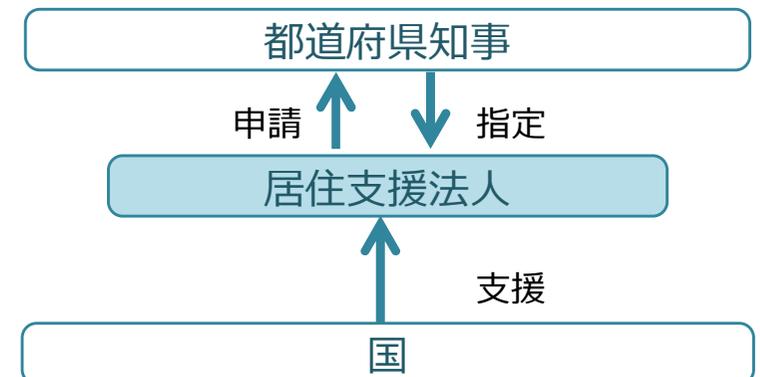
居住支援法人への支援② : セーフティネット登録住宅改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット登録住宅として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（741者が指定（R5.9.30時点））

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

5年度補正要求額 6.8億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係2.4億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- ポストコロナにおいて、コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、役員・管理職への女性登用のパイプラインを全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの影響により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いため、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 1.5億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型
2.8億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につながる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 2.4億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようにNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
- (B) つながりサポート型（NPO活用特化）【補助率】4分の3
- (C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職となる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、コロナの影響により困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。